

平成19年2月1日
防 衛 省

「一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令案」に対する意見募集の結果等について

「一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令案」につきましては、平成18年1月16日から同年12月15日までの間、御意見を募集したところ、1通（1件）の御意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する防衛省の考え方につきまして、別紙のとおり公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住所：〒162-8801
東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省人事教育局人事制度課

電話番号：（代表）03-3268-3111 内線20712
FAX：03-5229-2137

「一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令案」に対する御意見の概要とそれに対する当省の考え方について

No.	御意見の概要	当省の考え方
1	一本化については良い方向。 ただし、部内任期制隊員の一般曹候補生への登用の道を広く開ける事を、併せて検討すべき。 業務において総合的に優秀な者であり引き続き在任することに問題が無く、また、強くそれを望む者は、現行の（学科試験）制度ではままたまらない。今後、ますます少子化の影響で募集が困難になることが予想される状況において、任期制隊員においても業務にしっかりと精励すれば広く門戸が開かれるとの説明は、募集現場においても大いに力になるはず。 任期制隊員の勤務状況の加点を行って一般曹候補生への受験を可能としてはどうか。	既に任期制自衛官として任用されている者であっても、受験資格を有する者であれば、一般曹候補生試験を受験することは可能です。 頂いた御意見のように任期制自衛官について特別の加点を行うことは、他の受験者との公平性の観点から適当でないと考えており、御意見を反映することはできません。